

障害福祉プラン（案）に対する意見公募の結果について

No.	計画の該当箇所	ご意見の内容（要約）	ご意見に対する市の考え方
1	p. 15 福祉サービスの利用状況 > (5)意思疎通支援事業	「①手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の単位が回/年となっている。数値を見る範囲では、手話通訳者・要約筆記者の派遣回数が少なくとらえており、実際はもっと多いのではないか。	従来の計画には、手話奉仕員の派遣を含めた回数を掲載しておりました。ご意見を踏まえて、手話奉仕員の派遣回数も合わせて記載します。
	p. 69 障害福祉サービスの見込量 > (5)意思疎通支援事業	「①手話通訳者・要約筆記者派遣事業」のサービス見込量について、単位が必要ではないか。	他の事業も含めて単位を追記します。
	p. 86 地域生活支援事業の見込量 > (5)意思疎通支援事業	「手話通訳者・要約筆記者派遣事業 派遣回数」の単位が回となっている。30 回というのは、1 年 30 回派遣しているのとらえるが、市の事務報告書の実績数とかけ離れており、分かりにくい。	ご意見を踏まえて手話奉仕員の派遣回数も合わせて記載します。
	p. 87 地域生活支援事業の見込量 > (7)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成のための手話講習会について、受講見込者数に加えて、稲城市登録手話通訳者の人数を載せたほうが良いと思う。	ご意見を踏まえて、令和5年3月 31 日時点の稲城市登録手話通訳者数を説明文の中に掲載します。
	全体	身体障害者手帳は交付できないが、社会生活に支障が出ている方にも障害福祉サービス制度の対象を拡げていくことが大事だと思う。 障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障害者当事者団体、障害者支援団体、地域ボランティア団体が一堂に会合し、市民への理解を広めるイベントを開催することも大事。障害者スポーツ分野、障害者技能競技分野に対する支援体制を含めてほしい。 全国的に手話はろう者にとって大切な言語であり、文化を持ち、生きる糧となるもので、手話言語条例を制定する自治体が増えている。稲城市手話言語条例(案)を制定するために、市民へ手話言語の理解など普及啓発を行う必要があるのではないか。	p.57 に掲載の施策「差別の解消と障害者理解の促進」として、障害者週間や市内で行われる様々なイベント等を通じて、手話言語をはじめ様々な障害に対する市民の理解を促進する機会の創出を図ってまいります。 p.56 に掲載の施策「文化芸術活動・スポーツ等の振興」として、スポーツ活動など多様な活動に参加できるよう推進してまいります。 その他のご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

2	全体	福祉について考えて計画を策定していることが伝わった。障害に関係ある部分だけでも、読み仮名をふったり、音声で読めるようになるとなおよい。	本計画の内容を誰にでもわかりやすくした「わかりやすい版」を来年度に作成する予定です。音声で読めるようにする旨のご意見につきましては、今後の本計画を周知する上での参考とさせていただきます。
3	p. 44 基本方針1 人権の尊重・障害者虐待の防止	一部の支援者について、人権の尊重及び障害者虐待の防止に対する理解と認識が不足していると感じる。市役所には、苦しんでいる利用者があることを理解し、合理的配慮も含めて、しっかりと周知を進めてほしい。	全体の理念で趣旨は含んでいるため、計画の修正は行わず、ご意見は今後の障害福祉行政の参考とさせていただきます。
	p. 44 基本方針2 サービス利用者本人の意見を尊重した支援	サービス利用者本人の意見を尊重せずに、独断でサービスを進める支援者もいる。市役所には、支援者側の説明をそのまま受け取らず、嫌な思いをしている利用者があることを理解してほしい。	全体の理念で趣旨は含んでいるため、計画の修正は行わず、ご意見は今後の障害福祉行政の参考とさせていただきます。
	p. 45 基本目標1 自分らしく暮らせる地域生活の支援	一部支援者等から自分らしさを勝手に決めつけられて苦痛であった。自分がどのような障害福祉サービスを受けているのか分からないこともあり、サービス毎に概略が分かるようにしてほしい。また、支援者との対話も必要であると言われるが、伝えること自体が難しい状況にあることも理解してほしい。今の支援者は、自分の状態に理解を示してくれて、様々な相談に応じてもらっているが、今まではそういった支援がなかった。	全体の理念で趣旨は含んでいるため、計画の修正は行わず、ご意見は今後の障害福祉行政の参考とさせていただきます。
	p. 92 計画の進行管理と評価	本計画の進行管理と評価では、なぜPDCAサイクルを採用しているのか。また、どのレベルまでを対象として、誰がどのように検証・評価などを行うのか分からない。他の各種フレームを組み合わせる方が適しているように感じる。	PDCA サイクルにつきましては、国の指針に基づき採用しており、計画期間における施策レベルの進行管理及び評価に適していると考えます。ご意見を踏まえて、p.92「計画の進行管理と評価」の説明文につきまして、「取組や事業の進捗について、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、市でPDCAサイクルによる評価を行い、取組の処置・改善を図ります。」と修正します。

4	p. 54 施策2 障害児保 育・教育の推進	重度障害児や聴覚障害を持つ子どもについて触れられていない。そのような子どもたちを受け入れている場所はどこか。	p.54 の施策「障害児保育・教育の推進」の説明文につきまして、一部の障害に限った表記になっておりましたので、障害の種類や程度に偏らない表記に修正しました。
	p. 82 障害児通所サービスの見込量>④放課後等デイサービス	放課後等デイサービスでは、聴覚障害を持つ子どもたちを受け入れる場所がない。どこに行けばよいのか。また、聴覚障害を持つ子どもたちを受け入れる小中学校はあるのか。	聴覚障害がある子どもを含めて、個別のご相談により障害がある子どもの障害通所、通学先は決定しておりますので、現状の表記のままとします。
	p. 86 地域生活支援事業の見込量>(5)意思疎通支援事業	意思疎通支援事業の見込量と考え方について、回数に関する説明が不明瞭。見込み回数が極端に少な過ぎる。200件以上の利用が見込まれるはずではないか。30人分の人数なら理解できる。	ご意見を踏まえて手話奉仕員の派遣回数の見込量も合わせて記載します。
	p. 94 令和5年度稲城市自立支援協議会名簿	一部の委員の選出区分は、障害者当事者団体ではなく障害者支援者団体だと思う。他の障害者当事者団体にも参加の機会をいただきたい。	障害者の家族等で構成される団体からご意見をいただくことは、障害者当事者団体からのご意見いただくことと同義として考えております。また、稲城市地域自立支援協議会の組織につきましては、委員12人以内と規定しています。その中で障害者当事者団体につきましては、知的障害、身体障害、精神障害に係る障害当事者団体として、それぞれ1団体に参加をお願いしており、引き続き同様の構成で、稲城市における障害福祉の推進に向けてご意見をいただきたいと考えております。なお、他の団体等からも、別途ご意見をいただく機会を設けております。
	その他	障害者が各種窓口相談に来た場合、当該障害の当事者団体を紹介することができるのではないか。	ご意見は今後の事業実施の参考とさせていただきます。
5	p. 48～p. 60 施策の展開	基本目標を達成するための施策のなかで、主な事業が一つも書いていないところがあるが、何か事業名があるとよりわかりやすい。事業名がないと、事業が何も無いように勘違いしてしまうと思う。	具体的な事業名称、制度名称がない事業、今後事業として検討していく施策につきましては事業として挙げておりませんが、施策としてはいずれも推進してまいります。

<p>p. 74、p. 75、p. 76、 p. 78 障害福祉サービスの 見込量 p. 82 障害児通所サービスの 見込量</p>	<p>就労移行支援や就労定着支援、療養介護、居宅訪問型児童発達支援について利用者はいるが、市内に事業所がない。事業所の目標を設定して誘致する必要はないのか。また、自立生活援助は、現時点で利用者も事業所もないが、市民ニーズがある場合は、既存事業所によるサービス提供ができるよう努力するべきであり、そのための目標設定があるとよい。稲城市は小さい市なので、全部が揃うことは難しいと思うが、近くに利用できる事業所があれば、利用したい市民が多いと考える。居宅介護、移動支援、日中一時、短期入所も市内に事業所が少なく、他市に頼っている状況なので、市内に事業所を増やすことを計画の中に目標として書いてあるといいと思う。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、市内に全ての事業所を揃えることは難しいため、事業所の誘致はその都度検討してまいります。不足するサービスにつきましては東京都及び周辺自治体と連携して対応してまいります。そのため、市内の目標設定につきましては現状の数値とします。</p>
<p>p. 76 障害福祉サービスの 見込量>⑤短期入所</p>	<p>p. 76の「サービス量の確保のための方策」に掲載している「きぼう」が平仮名表記であり、漢字表記に変えた方が他と統一性があると思う。</p>	<p>ご意見を踏まえて、漢字表記に修正します。</p>
<p>全体</p>	<p>当事者にもわかりやすく、皆が簡単にわかるような計画のダイジェストとして、読み仮名をふった、わかりやすい版を作りたい。</p>	<p>「わかりやすい版」につきましては、来年度に作成する予定です。</p>
<p>6 p. 51 施策6 重度重複障害者(児)への支援の推進</p>	<p>居宅介護や生活介護、日中一時支援について、支援者や事業者の数が年々減少していると感じる。そうなると、支援を受けたくても受けられない状況が続く、家族だけで重度肢体不自由児の介護を続けることは困難であり、負担が増加する。市には、引き続き事業者の誘致を図り、支援者数を増やすための施策を講じてほしい。</p>	<p>p.51の施策「重度重複障害者(児)への支援の推進」として、障害福祉サービス事業所を増やすために取り組んでまいります。これまでも新規の事業所と意見交換は行っており、施策には明記しませんが、事業所の誘致の方法につきましては今後検討を行います。</p>
<p>7 p. 25～p. 40 アンケート調査結果からみえる現状</p>	<p>今回のアンケート調査について、自由記載の質問があれば、「アンケート調査結果からみえる現状」の最後に記載してほしい。アンケートに協力するモチベーションにつながるほか、市民や事業者、当事者・家族がどのような意見(思い)を持っているのか知る機会になる。</p>	<p>アンケート調査の自由記載集計につきましては、資料編に掲載します。</p>

<p>p. 45～p. 47 計画の基本目標</p> <p>p. 48～p. 60 施策の展開</p>	<p>基本目標と施策に新しく加えた内容が一目でわかるような表示を工夫してほしい。新規施策とこれまでの施策が同列に記載されているため、新しく加えられた基本目標や施策の内容を区別できる人は限られてしまい、結果的に今期計画の特徴や魅力が市民に伝わらないのが残念。同計画の概略版でもこの点について検討していただきたい。</p>	<p>本計画では、新規に加えた内容以外に、施策の内容や位置づけを変更しており、一律的な表記が難しいため、計画本体の中での反映は見送らせていただきます。ただし、本計画の内容を誰にでもわかりやすくした「わかりやすい版」を来年度に作成する予定ですので、その中で、本計画の特徴や魅力が伝わるよう検討してまいります。</p>
<p>p. 48 施策1 相談支援の推進</p> <p>p. 79、p. 78 障害福祉サービスの見込量</p>	<p>p.48 の主要施策「計画相談支援の推進」の内容に「希望すれば計画相談支援が利用できるようにセルフプラン率の低下を目指します。」を加えてほしい。</p> <p>計画相談支援を利用していると思っていたら、セルフプランだったことが後で分かった経験がある。過年度の地域自立支援協議会で「計画相談支援事業所が不足している現状があるため、訪問系サービス利用者の中で安定している方をセルフプランへ移行できるか検討した。」とあり、セルフプラン率の変化は大切な情報である。p.79、p.83 の「見込み量と考え方」にセルフプラン率の増減が分かるような記述または表を加えてほしい。</p>	<p>制度の主旨を理解した上でセルフプランを選択する場合もあり、セルフプラン率を計画相談支援の成果指標にするのは難しい側面があるため、本計画には記載しませんが、内容については引き続き研究してまいります。</p>
<p>p. 51 施策6 重度重複障害者(児)への支援の推進</p> <p>p. 77 障害福祉サービスの見込量</p>	<p>p.51「重度重複障害者(児)への支援の推進」の主な事業に「共同生活援助」を追加して欲しい。また、上記の追加ができない場合、家族の同居を前提としない意味を込め「暮らしや住まいの環境整備」を「多様な暮らしや住まいの環境整備」に変更してほしい。令和7年度に重度知的障害者に対応できるグループホームが開設予定と聞いているが、重度肢体不自由者(医療的ケアの必要な方を含む)の中にもグループホームの利用を希望する声を聞く。また、令和6年に開設予定の医療的ケアを提供する生活介護事業者は、将来、医療的ケアを必要とする方が利用できる住居サービスを考えているとも聞く。市として、当事者家族の声に答えようとする事業者への支援を検討してほしい。</p> <p>p.77「共同生活援助」の見込み量の考え方に「重度重複障害のある方が地域で生活し続けられるよう、暮らしや住まいの環境</p>	<p>ご意見を踏まえて、「暮らしや住まいの環境整備」を「多様な暮らしや住まいの環境整備」に変更しました。また、共同生活援助の表記につきましては、重度重複障害のある方に限定する内容ではないため、現状のままといたします。その他のご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

	整備についても検討を行います。」を加えほしい。p.51 の施策「重度重複障害者(児)への支援の推進」の記載と重複するが、「暮らしや住まいの環境整備」の中に在宅生活以外の選択肢としての共同生活援助が含まれることがより明確になる。	
p. 49 施策2 障害福祉サービスの推進 p. 62 数値目標設定 > (3) 地域生活支援拠点等の整備	p.49「地域生活支援拠点等の推進」とp.62「地域生活拠点等の整備」に「当事者・家族への周知」を付け加えてほしい。親なきあとを支えるために創設された「地域生活支援拠点等」は広報いなぎに掲載されたが、当事者・家族には十分周知されていないため安心感につながっていない。地域生活支援拠点等または障害福祉行政についての説明会の開催や YouTube 配信等のネットの利用した周知を希望する。稲城市では病院や福祉施設からの地域生活への移行がなかなか進まないため、早急に拠点コーディネーターを配置できるように地域生活支援拠点等の整備を急いでほしい。	地域生活支援拠点等につきましては、現段階では周知の内容までは計画に記載いたしません、検討の状況等に応じて、「当事者・家族への周知」を含めて広く周知を行います。ご提示いただきました周知方法につきましては、今後の参考とさせていただきます。
p. 48 施策1 相談支援の推進 p. 85 地域生活支援事業の見込量	p.48「相談支援事業所の推進」及びp.85「相談支援事業」の内容の中に、「親なきあと相談」を加えてほしい。稲城市が進めている地域生活支援拠点の5つの機能の1つ「地域の体制づくり」の「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保」にも合致するし、「地域生活拠点等の整備」の目的が当事者や家族に分かり易くなり、安心にもつながる。	「親なきあと相談」を含めた、様々な障害に関する総合相談を推進してまいりますので、本計画では現状の表記とします。
p. 88 地域生活支援事業の見込量	移動支援事業の「見込み量と考え方」について、実態を正確にとらえているのか。利用登録のみで実績のない方の中には、希望する利用の曜日、時間、ヘルパーの性別等と合うヘルパーが見つからない事情のある方もいる。地域自立支援協議会の相談支援部会も同じ考えなのか。希望してもヘルパーが見つからない背景には、利用単価の低い移動支援へのヘルパー派遣に事業所が消極的という事情もあると聞いている。	様々な事情により移動支援事業を利用できない方もいることは認識しています。全体としては必要なサービスを提供できる見込みですので、適正にサービス提供をできるよう努めてまいります。

8	p. 25～p. 40 アンケート調査結果からみえる現状	手帳種別にかかわらず家族が支援している割合が最も高く、支援する家族の年齢も 70 代以上が決して少なくない。支援する際の困りごとでは、「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」が最も多く、「親なきあと」の不安を抱えている方が多いと聞く。地域共生社会を進める中で、そのような不安が少しでも軽減されるよう、相談体制の充実や地域と連携した支援が進むことを期待する。また、介助・支援をしている 20 代以下が0ではないことから、ヤングケアラーへの支援が気になる。	市へのご意見として承ります。また、ヤングケアラーにつきましては、p.60 に掲載の施策「障害のある人の家庭への支援」として、ヤングケアラーに限定せず、障害者の家族全体に必要な支援が提供されるよう、相談支援などのサービスの充実を図ってまいります。
	p. 48 施策 1 相談支援の推進	新たに創設される「重層的支援体制整備事業」を有効活用し、包括的支援体制が充実することを期待する。	今後の事業実施の参考とさせていただきます。
	P61 数値目標>(1)施設入所者の地域生活への移行に関する目標 P79 障害福祉サービスの見込量>②地域移行支援・地域定着支援	長期にわたり施設入所や精神科病院に入院していた方を地域移行させるということは、人数が目標値を達成すれば良いということではなく、対象となる方の意向や生活拠点、地域移行へのプロセス、移行後の支援体制等が十分整った上で行うことが大切である。	今後の事業実施の参考とさせていただきます。
—	全体 p. 45～p. 47 計画の基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉プランについて、目標通りか、目標を上回るよう邁進してほしい。 ・ とてもすばらしい基本目標なので、これが実現することを願っている。 	今後の事業実施の参考とさせていただきます。